

# 吸収合併に係る事後開示書類

(簡易吸収合併)

ニフティライフスタイル株式会社

2024年4月1日

2024 年 4 月 1 日

## 吸収合併に係る事後開示書類

東京都新宿区北新宿 2-21-1  
ニフティライフスタイル株式会社  
代表取締役社長 成田 隆志

ニフティライフスタイル株式会社（以下「当社」といいます。）は、株式会社 Tryell との間で 2024 年 2 月 26 日付けで締結した合併契約書に基づき、2024 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社 Tryell を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

当社は、本合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づき事後開示を致します。

### 1. 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

2024 年 4 月 1 日

### 2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

#### (1) 株主の差止請求手続の経過（会社法第 784 条の 2）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

#### (2) 反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第 785 条）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

#### (3) 新株予約権買取請求手続の経過（会社法第 787 条）

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

#### (4) 債権者の異議手続の経過（会社法第 789 条）

吸収合併消滅会社は、会社法第 789 条の規定に従い、2024 年 2 月 27 日付けの電子公告及び 2024 年 2 月 28 日付けの官報公告により、債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

3. 当社における法定手続の経過に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 3 号）
  - (1) 株主の差止請求手続の経過（会社法第 796 条の 2）

本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。
  - (2) 反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第 797 条）

本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。
  - (3) 新株予約権買取請求手続の経過（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条の規定に従い、2024 年 2 月 27 日付けの電子公告及び 2024 年 2 月 28 日付けの官報公告により、債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。
  
4. 本合併により当社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、効力発生日である 2024 年 4 月 1 日をもって、本合併契約の定めに従い、吸収合併消滅会社の資産、負債その他の権利義務の一切を承継致しました。
  
5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。
  
6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2024 年 4 月 5 日（予定）
  
7. 上記のほか本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当はありません。

以上

## 吸収合併に係る事前開示書類

(吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく開示事項)

(略式吸収合併)

株式会社 Tryell  
2024 年 2 月 27 日

2024年2月27日

## 吸収合併に係る事前開示事項

東京都新宿区北新宿 2-21-1  
株式会社 Tryell  
代表取締役社長 大住 憲司

ニフティライフスタイル株式会社を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うに際して、開示すべき事項は、以下のとおりです。

### 1. 吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

### 2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号）

完全親子会社間の合併であることから、合併対価の交付はありません。

### 3. 吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号）

当社は新株予約権を発行しておりません。

### 4. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号）

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙 2 のとおりです。なお、当社及び吸収合併存続会社ともに、重要な後発事象は生じておりません。

### 5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みが見込まれます。また、本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の収益及びキャッシュ

フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ想定されておりません。したがって、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務について履行の見込みはあると判断しております。

(補足)

事前開示書類開示日以後に、上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以 上



(別紙1)

## 合併契約書



ニフティライフスタイル株式会社（以下「甲」という。）と株式会社 Tryell（以下「乙」という。）とは、両社の合併に関して次の契約を締結する。

### 第1条（吸収合併）

1. 甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲は乙の権利義務の全部を承継する。
2. 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び本店は、以下のとおりである。

#### （1）吸収合併存続会社

商号 ニフティライフスタイル株式会社  
本店 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

#### （2）吸収合併消滅会社

商号 株式会社 Tryell  
本店 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

### 第2条（無対価合併 金銭等の不交付）

甲は、本合併に際し、乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭等の交付を行わないものとする。

### 第3条（無対価合併 資本金額不変動）

甲の資本金及び準備金の額は、増加しない。

### 第4条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、令和6年4月1日とする。ただし、前日までに合併に必要な手続が遂行できないときは、甲及び乙が協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

### 第5条（合併財産の承継）

甲は、効力発生日において、乙の資産、負債及び権利義務の一切を乙から承



継する。

#### 第6条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって各業務を執行し、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議の上でこれを行う。

#### 第7条（役員）

甲は、本合併に際し新たに取締役及び監査役を選任しない。

#### 第8条（簡易合併、略式合併）

1. 甲は、会社法第796条第2項、乙は、同法第784条第1項に基づき、それぞれ株主総会の承認決議を経ずに本合併を決定する。
2. 甲及び乙は、本合併契約書につき承認を得るため、令和6年2月26日までに、それぞれ取締役会の承認を得るものとする。

#### 第9条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

この契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の理由により、甲若しくは乙の資産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合又は隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲及び乙が協議の上、本契約を変更し又は解除することができる。

#### 第10条（本契約規定以外の事項）

本契約に規定のない事項又は本契約書の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ解決する。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和6年2月26日

東京都新宿区北新宿二丁目21番1号  
(甲) ニフティライフスタイル株式会社  
代表取締役 成田 隆志



東京都新宿区北新宿二丁目21番1号  
(乙) 株式会社 Tryell  
代表取締役 大住 憲司





(別紙2)

連結計算書類

第6期事業年度

自 2022年4月1日

至 2023年3月31日

ニフティライフスタイル株式会社



連結損益計算書 (四 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		3,007,792
売上原価		731,712
売上総利益		2,276,079
販売費及び一般管理費		1,704,679
営業利益		571,400
営業外収益		
受取利息	21	
その他	1,186	1,208
営業外費用		
為替差損	1,179	
その他	962	2,142
経常利益		570,466
特別損失		
減損損失	54,624	54,624
税金等調整前当期純利益		515,841
法人税、住民税及び事業税	172,836	
法人税等調整額	3,874	176,710
当期純利益		339,130
親会社株主に帰属する当期純利益		339,130

連結株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,250,000	1,166,635	1,974,021	4,390,656
当期変動額				
新株の発行	9,205	9,205		18,410
親会社株主に帰属する 当期純利益			339,130	339,130
株主資本以外の項目の当 期変動額 (純額)				
当期変動額合計	9,205	9,205	339,130	357,541
当期末残高	1,259,205	1,175,840	2,313,152	4,748,198

(単位：千円)

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	—	4,390,656
当期変動額		
新株の発行		18,410
親会社株主に帰属する 当期純利益		339,130
株主資本以外の項目の当 期変動額 (純額)	5,378	5,378
当期変動額合計	5,378	362,919
当期末残高	5,378	4,753,576

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称 株式会社Tryell

#### (2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	6～15年
工具器具及び備品	4～5年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	3～5年
-------------	------

#### (2) 重要な引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

#### (3) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用しており、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を認識する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する

##### ① 行動支援プラットフォームサービス

当社グループは、パートナーである大手不動産サイト・大手求人サイトの情報や、日本全国の温泉施設等の情報をまとめて一括検索できるプラットフォームサービスを運営しております。



不動産・求人領域では契約に基づいて当社の運営するプラットフォームに情報を掲載し、ユーザーをパートナーに送客する義務を負っております。当該履行義務は、不動産の物件情報や求人情報についてのユーザーからの問い合わせをパートナーに送客するにつれて充足すると判断し、パートナーによる月次の承認時点で成果報酬型の課金報酬による収益を認識しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また、温泉領域では、契約に基づき当社の運営するプラットフォームに温泉施設等の運営情報やクーポンを掲載し温泉施設等でのユーザーのクーポン利用等を可能とする義務を負っております。当該履行義務は、ユーザーが温泉施設等でクーポンを利用するにつれて充足すると判断し、温泉施設等による月次の承認時点で成果報酬型の課金報酬による収益を認識しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

#### ② 行動支援ソリューションサービス

当社グループは、企業向けソリューションサービスとして、EC等WEBサイト運営事業者向けに、広告運用の業務効率化を支援するSaaSツールサービス（DFO）、不動産事業者向けにオンライン接客の支援サービス（オンライン内見）等を運営しております。

当社は、契約に応じてSaaSツールサービス、オンライン内見サービス等を提供する義務を負っております。当該履行義務は、サービスを提供する期間に応じて充足すると判断し、月額固定型の課金報酬による収益を認識しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

#### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定給付型の制度として複数事業主制度としての総合設立型の企業年金基金（ベネフィット・ワン）に加入しております。当該企業年金基金は、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

#### (5) のれんの償却方法及び償却期間

発生年度から5年で均等償却しております。

#### (会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

#### (重要な会計上の見送り)

##### 1. 固定資産の減損損失

###### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	26,119千円
無形固定資産	385,343千円
減損損失	54,624千円

###### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見送りの内容に関する情報

当社グループは、原則として事業の種類を考慮し、主として提供するサービス等によって資産を区分しグループ化しております。減損の兆候のある資産グループについては資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。減損損失の認識が必要と判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額は減損損失として計上しております。なお、当連結会計年度に計上した減損損失については、(連結損益計算書に関する注記)「2. 減損損失」に記載しております。

当該将来キャッシュ・フローを算定する上の主要な仮定は、事業計画に含まれる売上高の成長率、営業費用等であり、主要な仮定は、過年度の状況や関連する市場動向、将来の経営環境における不確実性等を考慮し

て決定しております。

これらの見積りには不確実性があり、今後の市場動向や経営環境が大きく変化した場合には、固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

## 2. 繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 97,156千円

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するか否かで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、将来加算一時差異の十分性等を考慮して判断しております。

課税所得の見積り上の主要な仮定は、事業計画に含まれる売上高の成長率、営業費用等であります。主要な仮定は、過年度の状況や関連する市場動向、将来の経営環境における不確実性等を考慮して決定しております。

これらの見積りには不確実性があり、今後の市場動向や経営環境の変化により前提条件が変更された場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 6,549千円

### (連結損益計算書に関する注記)

## 1. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 3,007,792千円

## 2. 減損損失

当社グループは、次の資産について減損損失を計上しました。

場所：本社事務所(東京都新宿区)

用途：事業用資産

種類：ソフトウェア、のれん

当社グループは、事業単位を基準として資産のグルーピングを行っております。また、処分予定の資産については個別に取り扱っております。

当社及び連結子会社の事業用資産及びのれんのうち一部について、当初予定していた収益が見込めなくなったことまたは処分予定となったことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失54,624千円を特別損失として計上しております。その内訳は、ソフトウェアが52,340千円、のれんが2,284千円であります。なお、回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、その算定にあたっては予想される使用期間が1年以内と非常に短期であるため割引計算は行っておりません。処分予定となった資産については回収可能価額をゼロとして、その帳簿価額全額を減損損失に計上しております。

### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	6,250,000	94,900	—	6,344,900

### (変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

第1回新株予約権(ストック・オプション)の権利行使 94,900株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

### (1) 配当金支払額等

該当事項はありません。

### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

2023年5月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額 76,138千円

1株当たり配当額 12円

基準日 2023年3月31日

効力発生日 2023年5月31日

## 3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

第1回新株予約権

普通株式 27,600株

（金融商品に関する注記）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、新たな事業領域への進出、既存事業の強化等を目的とした戦略的投資計画に基づく資金計画に照らして、自己資金により資金調達をしております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、賃借物件において預託している敷金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金の大部分が3ヶ月以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規定等に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

##### ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらとの差額については以下のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等、未払

消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
敷金及び保証金	55,357	49,818	△5,539
資産計	55,357	49,818	△5,539

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	49,818	—	49,818
資産計	—	49,818	—	49,818

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

#### 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、債権額と将来の償還予定時期を合理的に見積り、無リスク利子率を加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、行動支援サービス事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度	
	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
顧客との契約から生じる収益		
行動支援プラットフォームサービス	2,660,273	千円
行動支援ソリューションサービス	347,518	千円
顧客との契約から生じる収益 計	3,007,792	千円
その他の収益	—	千円
外部顧客への売上高	3,007,792	千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項(3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	477,986	504,000

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産	748円35銭
1株当たり当期純利益	54円23銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 計 算 書 類

第 6 期事業年度

自 2022 年 4 月 1 日

至 2023 年 3 月 31 日

ニフティライフスタイル株式会社

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>4,718,039</b>	<b>流動負債</b>	<b>527,529</b>
現金及び預金	4,187,124	買掛金	204,085
売掛金	500,341	未払金	144,910
その他	30,891	未払費用	41,347
貸倒引当金	△317	未払法人税等	69,547
		未払消費税等	3,639
		賞与引当金	53,996
		預り金	10,002
<b>固定資産</b>	<b>574,133</b>	<b>固定負債</b>	<b>14,644</b>
有形固定資産	26,119	資産除去債務	14,644
建物及び構築物	25,329		
工具器具及び備品	789	<b>負債合計</b>	<b>542,173</b>
無形固定資産	359,907		
ソフトウェア	270,420	<b>純資産の部</b>	
のれん	89,487	株主資本	4,744,622
投資その他の資産	188,107	資本金	1,259,205
関係会社株式	35,264	資本剰余金	1,229,432
繰延税金資産	97,485	資本準備金	1,159,205
敷金及び保証金	55,357	その他資本剰余金	70,227
		利益剰余金	2,255,984
		その他利益剰余金	2,255,984
		繰越利益剰余金	2,255,984
		新株予約権	5,378
<b>資産合計</b>	<b>5,292,173</b>	<b>純資産合計</b>	<b>4,750,000</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>5,292,173</b>

損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,974,386
売上原価		710,592
売上総利益		2,263,793
販売費及び一般管理費		1,668,997
営業利益		594,795
営業外収益		
受取利息	0	
雑収入	2,794	2,794
営業外費用		
為替差損	1,179	
雑損失	610	1,790
經常利益		595,800
特別損失		
関係会社株式評価損	91,236	
減損損失	51,605	142,842
税引前当期純利益		452,957
法人税、住民税及び事業税	172,784	
法人税等調整額	4,710	177,494
当期純利益		275,462



株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,250,000	1,150,000	70,227	1,220,227
当期変動額				
新株の発行	9,205	9,205		9,205
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	9,205	9,205	—	9,205
当期末残高	1,259,205	1,159,205	70,227	1,229,432

(単位：千円)

	株主資本			新株予約権	純資産 合計
	利益剰余金		株主資本 合計		
	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	1,980,521	1,980,521	4,450,748	—	4,450,748
当期変動額					
新株の発行			18,410		18,410
当期純利益	275,462	275,462	275,462		275,462
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				5,378	5,378
当期変動額合計	275,462	275,462	293,873	5,378	299,251
当期末残高	2,255,984	2,255,984	4,744,622	5,378	4,750,000

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6～15年

工具器具及び備品 4～5年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 3～5年

のれん 5年

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備える為、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用しており、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を認識する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する

#### ① 行動支援プラットフォームサービス

当社は、パートナーである大手不動産サイト・大手求人サイトの情報や、日本全国の温泉施設等の情報をまとめて一括検索できるプラットフォームサービスを運営しております。

不動産・求人領域では契約に基づいて当社の運営するプラットフォームに情報を掲載し、ユーザーをパートナーに送客する義務を負っております。当該履行義務は、不動産の物件情報や求人情報についてのユーザーからの問い合わせをパートナーに送客するにつれて充足すると判断し、パートナーによる月次の承認時点で成果報酬型の課金報酬による収益を認識しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また、温泉領域では、契約に基づき当社の運営するプラットフォームに温泉施設等の運営情報やクーポンを掲載し温泉施設等でのユーザーのクーポン利用等を可能とする義務を負っております。当該履行義務は、ユーザーが温泉施設等でクーポンを利用するにつれて充足すると判断し、温泉施設等による月次の承認時点で成果報酬型の課金報酬による収益を認識しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

② 行動支援ソリューションサービス

当社は、企業向けソリューションサービスとして、広告運用の業務効率化を支援するSaaSツールサービス（DFO）等を運営しております。

当社は、契約に応じてSaaSツールサービス等を提供する義務を負っております。当該履行義務は、サービスを提供する期間に応じて充足すると判断し、月額固定型の課金報酬による収益を認識しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

5. 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

（会計上の見積りに関する注記）

1. 固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	26,119千円
無形固定資産	359,907千円
減損損失	51,605千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「(重要な会計上の見積り) 1. 固定資産の減損損失」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	97,485千円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「(重要な会計上の見積り) 2. 繰延税金資産の回収可能性」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額		6,549千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務：	短期金銭債権	29,814千円
	短期金銭債務	20千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	49,294千円
仕入高	5千円
販売費及び一般管理費	217千円
営業取引以外の取引高	2,218千円

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 2,974,386千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因

減価償却超過額、賞与引当金、資産調整勘定、関係会社株式評価損等であります。なお、回収可能性等を勘案した結果、評価性引当額を計上しております。

(2) 繰延税金負債の発生の主な原因

資産除去債務に対応する除去費用等であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	747円79銭
1株当たり当期純利益	44円05銭

(関連当事者取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

2. 役員及び主要個人株主等

種類	氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	成田 隆志	直接 0.3%	当社代表取締役 役社長兼社長 執行役員	ストック・ オプションの 権利行使(注)	4,850 (25,000株)	—	—
役員	広田 朋美	直接 0.2%	当社取締役兼 常務執行役員 事業本部長	ストック・ オプションの 権利行使(注)	3,686 (19,000株)	—	—
役員	松澤 尚樹	直接 0.2%	当社取締役兼 執行役員人事 総務部長	ストック・ オプションの 権利行使(注)	3,414 (17,600株)	—	—
役員	野島 亮司	直接 0.2%	当社取締役	ストック・ オプションの 権利行使(注)	3,395 (17,500株)	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 2020年3月18日株主総会の決議により発行了した会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の権利行使であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

計 算 書 類  
附 属 明 細 書

第6期事業年度

自 2022年4月1日  
至 2023年3月31日

ニフティライフスタイル株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額
有形固定資産	建物及び構築物	27,742	-	-	2,412	25,329	5,004
	工具器具及び備品	1,181	-	-	391	789	1,545
	計	28,923	-	-	2,804	26,119	6,549
無形固定資産	ソフトウェア	249,482	211,276	67,216	123,122	270,420	405,255
	のれん	125,282	-	-	35,794	89,487	89,487
	計	374,764	211,276	67,216	158,917	359,907	494,743

2. 引当金の明細

(単位：千円)

科目	期首残高	当期 増加額	当期 減少額	期末残高
貸倒引当金	451	-	134	317
賞与引当金	44,274	53,996	44,274	53,996

## 販売費及び一般管理費

自 2022年 4月 1日

至 2023年 3月 31日

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
給料手当及び賞与	379,796	
退職給付費用	14,007	
その他人件費	134,993	
拡販費（販売促進費）	577,705	
広告宣伝費	278,216	
作業委託費（外注費）	22,574	
減価償却費	3,806	
R & D 費用	36,999	
採用費・研修費	22,953	
賃借料	41,783	
工具・器具・備品費	3,383	
プロフェッショナル費	44,496	
知的財産権使用料	24,946	
のれん償却費	35,794	
事業税（外形標準）	27,381	
その他	20,158	
計	1,668,997	

# 監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

ニフティライフスタイル株式会社 監査役会

常勤監査役 藤城 哲哉

社外監査役 寺西 章悟

社外監査役 角野 里奈

(戸籍名 岡田 里奈)



# 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

ニフティライフスタイル株式会社

監査役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
横浜事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

日下 清規

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

倉本 和芳

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニフティライフスタイル株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニフティライフスタイル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

# 事業報告

第6期事業年度

自 2022年4月1日  
至 2023年3月31日

ニフティライフスタイル株式会社

## 1. 企業集団の現況

---

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が残りながらも、経済活動の正常化が進み、景気の持ち直しの動きが見られたものの、原材料価格の高騰や円安の進行に伴う物価の上昇等、依然として先行きが不透明な状況が続きました。

当社グループの主力ビジネスのひとつであるニフティ不動産が属する不動産業界におきましては、コロナ禍を経て改めてライフスタイルへの関心が高まったことにより個々のニーズが多様化し底堅く推移している一方、購入領域では住宅ローン金利水準の動向等を引き続き注視する必要も出てきています。また、ニフティ温泉が属する日帰りレジャー業界におきましては、新型コロナウイルスの影響による利用者の減少に加え、原油価格の高騰によるコストの上昇等により、温浴施設には厳しい環境が続いていましたが、サウナブームや行動制限の解除、全国旅行支援等の施策もあり、レジャーへの消費意欲には回復基調が見え始めています。

このような事業環境のもと、当社グループでは、ユーザー数増加と事業領域の拡大を目指し、当連結会計年度を第2成長フェーズ初年度と位置付け、①認知度拡大に向けたブランディング強化、②新たな価値提供のための開発・人材への投資、③事業規模拡大を目指した新規事業開拓等、成長投資に注力してまいりました。

主なサービス別の取り組みといたしましては、ニフティ不動産では年末年始にかけてテレビCMを放映したほか、CMを軸に交通広告やSNSによるプロモーション強化を実施する等、不動産の最繁忙期である1～3月に向け、効果の最大化を狙った施策を行いました。また、不動産ポータルサイトを束ね、多くの物件情報を有する当社ならではの強みを生かした独自の機能開発に注力し、ユーザーへの訴求強化や他社プロダクトとの差別化を図りました。

ニフティ温泉につきましては、毎年年末に実施している「全国年間ランキング」においてユーザー投票が過去最高の19万票を獲得。また、ランキング入賞施設によるクーポン需要が高まったことで売上高も順調に推移したほか、2023年1月の利用者数は過去最高の430万MAUを獲得することができました。

DFO（SaaSツール）につきましては、広告メディア等の販売パートナーとのオンラインセミナーや営業連携に注力し、売上高は安定的に推移しました。

その結果、売上高は3,007百万円（前年同期比9.1%増）となり、設立以来5期連続で過去最高を更新いたしました。一方、当期実施した成長投資効果の発現時期は来期以降にも及ぶこともあり、営業利益は571百万円（前年同期比38.9%減）、経常利益は570百万円（前年同期比37.5%減）、また、親会社株主に帰属する当期純利益は339百万円（前年同期比43.8%減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度の主要な設備投資 無形固定資産 221百万円  
主な内容は、サービス用ソフトウェア開発等であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第3期 2020年3月期	第4期 2021年3月期	第5期 2022年3月期	第6期 2023年3月期
売上高(百万円)	2,072	2,264	2,756	3,007
営業利益(百万円)	698	802	935	571
経常利益(百万円)	699	802	913	570
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	505	507	603	339
1株当たり当期純利益(円)	101.05	101.55	113.13	54.23
総資産(百万円)	1,506	2,102	4,967	5,300
純資産(百万円)	1,045	1,487	4,390	4,753
1株当たり純資産(円)	206.57	297.41	702.51	748.35

(注) 1. 百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、2020年3月10日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社ノジマ及びニフティ株式会社であります。株式会社ノジマは、当社株式を直接所有するニフティ株式会社の親会社であり、当社株式4,150千株（議決権比率65.4%）を間接所有しております。

### ② 親会社等との間の取引に関する事項

当社は親会社より取締役を受け入れておりますが、親会社と当社との間には、当社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等はなく、当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っているため、親会社からは一定の独立性が確保されているものと考えております。

当社と親会社等のグループ企業が取引する際の方針は、一般会社との取引と同様、市場原理に基づき経済合理性を基準に公正な取引を行うことを基本方針としております。また、当社では、親会社等のグループ企業と重要性の高い取引を行う場合には、取引内容および取引条件の妥当性を一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役も参加する取締役会で審議のうえ決定することとしており、親会社等のグループ企業との取引において、当社の経営の独立性を保つことにより非支配株主の保護を図ります。以上の理由から、親会社等のグループ企業との取引に当たり、当社の利益を害さないと判断しております。

### ③ 重要な子会社の状況

名称 (所在地)	資本金 (千円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社 Tryell (東京都新宿区)	6,500	100.0	オンライン内見を中心とした不動産ソリューションサービスの提供

### ④ 事業年度末における特定完全子会社 該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは2023年3月、これから同じ価値観を共有し、目指す姿に向けて全社一丸となって共に進んでいくため、新たに以下のとおりパーパス・ミッション・ビジョンを制定いたしました。

#### ■パーパス (存在意義)

思いやりとテクノロジーで、一人ひとりの「幸せな暮らしの意思決定」を支え続ける。

#### ■ミッション (目指す世界観)

誰もが「暮らしの主人公」になる世界を実現する。

#### ■ビジョン (ミッション達成のためのマイルストーン)

「暮らしのこだわり」を届ける。

この理念の下、グループの今後のさらなる成長の実現に向け、2026年3月期を最終年度とする3か年の中期経営計画を当社として初めて策定いたしました。

(詳しくは2023年5月9日付けで公表した「中期経営計画策定に関するお知らせ」  
<[https://niftylifestyle.co.jp/ir/ir\\_news/](https://niftylifestyle.co.jp/ir/ir_news/)>、もしくは当社HPをご覧ください。)

本計画では、既存事業のブラッシュアップとその周辺領域の開拓による新規事業の創出を両軸とした成長戦略を掲げ、取り組みを進めてまいります。また、これら施策を実行する上での注力領域を以下のように再定義いたしました。

注力領域	内容
不動産テック領域	ニフティ不動産が手掛ける賃貸・購入領域での不動産物件情報検索サービス、子会社である株式会社Tryellが手掛ける不動産事業者向け送客／DX支援サービスに加え、売却やリフォームといった周辺領域での新規事業開拓も推進してまいります。
ウェルネステック領域	温泉やスーパー銭湯、スパといった温浴関連施設に関する情報専門メディア「ニフティ温泉」が手掛けるクーポン送客ビジネスを中心に、温浴施設を「体験の場」として、健康や美容商材等でユーザーと企業とつなぐ体験型広告サービスの強化と、関連領域であるウェルネス市場にも進出し、事業展開を行ってまいります。
クロステック領域	SaaSツール販売（DFO）の安定的な成長に加え、不動産、ウェルネスに次ぐライフスタイル領域におけるテクノロジー、当社アセットの活用による新規事業の創出に取り組んでまいります。

2024年3月期（2023年4月1日～2024年3月31日）につきましては、以上の領域にて既存事業における着実な売上高成長と効率を重視したコストマネジメント、周辺領域の開拓により、中長期的な成長を続けるための事業基盤を整えてまいります。

業績予想につきましては、売上高は3,323百万円（前年同期比10.5%増）、営業利益は694百万円（前年同期比21.5%増）、経常利益は692百万円（前年同期比21.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は457百万円（前年同期比34.9%増）の増収増益となる見通しです。

#### (5) 主要な事業の概況 (2023年3月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社（株式会社Tryell）の2社で構成されています。事業概要としては、「行動支援サービス事業」の単一セグメントで、＜行動支援プラットフォームサービス＞（不動産／求人／温泉関連の分野におけるユーザーの情報検討と企業の集客を支援）と、＜行動支援ソリューションサービス＞（企業のWEBマーケティング業務や営業接客業務支援のためのSaaS型のDXツールを提供）の2サービスを展開しております。

なお、当社が手掛けているサービスの内容については以下のとおりです。

事業区分	内容
行動支援サービス事業	<p><b>【行動支援プラットフォームサービス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ニフティ不動産 大手不動産ポータルサイトの物件情報をまとめて比較・検討できる不動産物件情報検索プラットフォームサービス。アプリとWEBで提供しており、国内最大級の情報量と探しやすさが特長</li><li>・ニフティ温泉 日帰り温泉施設やサウナ、スパ等に特化し、お得な割引クーポンやランキング、口コミ等の施設情報をアプリとWEBで提供する温泉施設の総合情報検索プラットフォームサービス</li><li>・ニフティ求人 アルバイトや転職情報の検索プラットフォームサービス。アプリとWEBで提供</li></ul> <p><b>【行動支援ソリューションサービス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・DFO WEB広告入稿支援のためのデータフィード最適化ツール「DFO」(Data Feed Optimization) の提供。主なユーザーはEC企業や広告代理店で、SaaS型で提供</li><li>・オンライン内見 当社子会社である株式会社Tryellが運営。不動産事業者向けにオンラインでの接客や電子契約業務をサポートするDXツール「オンライン内見」をSaaS型で提供しているほか、ツール導入済顧客向けサービスとして、オンラインでのお部屋探し可能な顧客の物件情報をまとめて検索・閲覧できるポータルサイト「オンライン内見ポータル」を運営</li></ul>



**(6) 主要な営業所**

本社：東京都新宿区

**(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)**

従業員数	前連結会計年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
69名〔9名〕	10名〔3名〕	39.3歳	2.9年

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、〔〕は臨時従業員数（アルバイト）の期中平均雇用人員を外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先**

該当事項はありません。

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,344,900株
- ③ 株主数 2,985名
- ④ 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
ニフティ株式会社	4,150,000	65.4
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	197,400	3.1
田中 幸夫	100,700	1.6
木下 圭一郎	78,400	1.2
株式会社SBI証券	68,000	1.1
上田八木短資株式会社	63,800	1.0
株式会社ホワイトエステート	54,800	0.9
藪 太一	40,000	0.6
BBH LUX/BROWN BROTHERS HARRIMAN (LUXEMBOURG) SCA CUSTODIAN FOR SMD-AM FUNDS-DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE	30,000	0.5
渋谷 哲央	26,000	0.4

## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称 (発行日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 普通株式の数	保有者数	発行価額	行使価額
第1回新株予約権 (2020年3月19日)	2023年3月18日～ 2028年3月17日	276個	27,600株	23名	無償	1株当たり 194円
第2回新株予約権 (2021年3月18日)	2024年3月17日～ 2029年3月16日	190個	19,000株	12名	無償	1株当たり 801円
第3回新株予約権 (2022年7月1日)	2025年6月15日～ 2030年6月14日	475個	47,500株	27名	無償	1株当たり 1,219円

#### 新株予約権行使の条件

##### (第1回・第2回・第3回共通)

- ・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、正当な理由が存すると取締役会が認めた場合には権利行使をなしうるものとする。
- ・新株予約権の相続を認めないものとする。

#### 上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名称	新株予約権の数	目的となる普通株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第1回新株予約権	0個	0株	0名
	第2回新株予約権	0個	0株	0名
	第3回新株予約権	215個	21,500株	5名
社外取締役	第1回新株予約権	0個	0株	0名
	第2回新株予約権	0個	0株	0名
	第3回新株予約権	60個	6,000株	3名

### ② 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

当事業年度中に当社執行役員及び従業員に職務執行の対価として交付した新株予約権は、(2) ①に記載の第3回新株予約権のとおりであり、その区分別合計は下記のとおりであります。

#### 当事業年度末日における新株予約権の状況

	新株予約権の数	目的となる普通株式の数	交付者数
執行役員	40個	4,000株	2名
従業員	160個	16,000株	17名

### (3) 会社役員の状態

#### ① 取締役及び監査役の状態

取締役及び監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	成田 隆 志	株式会社Tryell取締役
取締役	広田 朋 美	事業本部長 株式会社Tryell取締役
取締役	松澤 尚 樹	人事総務部長
取締役	浅野 雄 太	経営管理部長 株式会社Tryell取締役
取締役	野 島 亮 司	株式会社ノジマ取締役兼代表執行役副社長 ニフティ株式会社代表取締役社長 ニフティコミュニケーションズ株式会社代表取締役会長 株式会社セシール代表取締役会長 AXN株式会社代表取締役CEO 株式会社AXNエンタテインメント代表取締役CEO
取締役	小 川 卓	株式会社HAPPY ANALYTICS代表取締役社長 株式会社Faber Company取締役
取締役	森 泰 一 郎	株式会社森経営コンサルティング代表取締役
取締役	磯 崎 実 生	イーサップ経営研究所代表 株式会社パピレス社外取締役
常勤監査役	藤 城 哲 哉	株式会社Tryell監査役
監査役	寺 西 章 悟	ブティックス株式会社社外取締役 株式会社辻野社外取締役
監査役	角 野 里 奈	角野里奈公認会計士事務所代表 株式会社エスクリ社外取締役 (監査等委員) 株式会社リビングプラットフォーム社外監査役

- (注) 1. 取締役小川卓、森泰一郎、磯崎実生の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役小川卓氏、取締役森泰一郎氏、取締役磯崎実生氏、監査役寺西章悟氏、監査役角野里奈氏の5氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
3. 監査役寺西章悟、角野里奈の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 取締役磯崎実生、監査役角野里奈の各氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 責任限定契約の内容の概要  
当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める最低限度額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

#### 6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役、管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。

ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の一定の免責事由があります。

7. 2022年6月15日開催の第5回定時株主総会にて、浅野雄太氏が新たに取締役に選任され、同日付で就任しております。
8. 2022年6月15日開催の第5回定時株主総会終結の時をもって、礪崎実生氏は辞任により社外監査役を退任し、当社の社外取締役に就任しております。
9. 2022年6月15日開催の第5回定時株主総会にて、角野里奈氏が新たに社外監査役に選任され、同日付で就任しております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を取締役会で決議しております。また、当社は、取締役会の任意の諮問委員会として、独立社外役員が委員長を務める指名報酬委員会を設置しており、指名報酬委員会は、取締役会の委任を受けて取締役の報酬を決定します。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は以下のとおりです。

#### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の取締役の報酬等は基本報酬及び非金銭報酬とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

#### b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件に関する方針を含む。）

基本報酬は月額固定の金銭報酬とし、役位、職責、当社の業績、従業員給与の水準、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、本人の業務評価を総合的に勘案して報酬額を決定します。

- c. 非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件に関する方針を含む。）

非金銭報酬は株式報酬とし、業績の向上を通じて企業価値及び株主価値の持続的な向上を図る経営を推進するインセンティブを与えるものとして適切な株式報酬の内容、額もしくは数又はその算定方法、当該株式報酬を与える時期又は条件、その他必要な事項等については、支給決定の都度決定いたします。

- d. 基本報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各取締役の金額固定報酬の額又は非金銭報酬の額の各取締役の報酬等の額に対する割合については、役位、職責、当社の業績、従業員給与の水準、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえつつ、業績の向上を通じて、企業価値及び株主価値の持続的な向上を図る経営を推進するインセンティブとして十分に機能するための最適な構成といたします。

- ロ. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

各取締役の個人別報酬額については、取締役会決議に基づき指名報酬委員会がその具体的内容の決定について委任を受けております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び非金銭報酬の額の決定であります。指名報酬委員会に個人別報酬額の決定権限を委任している理由は、指名報酬委員会は、取締役会の下に設置された構成員半数以上の委員を独立社外役員で構成する委員会であり、報酬等の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保するためであります。また、株式報酬については、各取締役の金額固定報酬の額又は非金銭報酬の額の、各取締役の報酬等の額に対する割合の妥当性についての指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で各取締役の割当株式数等を決議いたします。なお、指名報酬委員会の各構成員については次のとおりであります。

- a. 構成員の指名、地位及び担当

委員長：森泰一郎（社外取締役）、委員：小川卓（社外取締役）、委員：寺西章悟（社外監査役）、委員：成田隆志（代表取締役社長）、委員：野島亮司（取締役）

ハ、当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	39,850 (11,926)	36,750 (11,250)	—	3,100 (676)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	16,040 (8,450)	16,040 (8,450)	—	—	4 (3)
合計 (うち社外役員)	55,890 (20,376)	52,790 (19,700)	—	3,100 (676)	13 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与部分は含まれておりません。
2. 2019年6月19日開催の第2回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名であります。
3. 非金銭報酬等は、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額であります。ストックオプションにつきましては、2022年6月15日開催の第5回定時株主総会において、当該定時株主総会の開催日から1年以内に限り、当該報酬枠と別枠にて、取締役に対し報酬等として30百万円以内(50,000株以内)として新株予約権を割当てすることを決議いただいております。当該決議日時点の取締役の員数は8名(うち社外取締役3名)であります。
4. 2019年8月28日開催の臨時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。



③ 社外役員の状況

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役小川卓氏は、株式会社HAPPY ANALYTICSの代表取締役社長、株式会社Faber Companyの取締役を兼任しております。当社と株式会社HAPPY ANALYTICS、株式会社Faber Companyとの間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役森泰一郎氏は株式会社森経営コンサルティングの代表取締役を兼任しております。当社と株式会社森経営コンサルティングとの間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役磯崎実生氏は、イーサップ経営研究所の代表、株式会社パピレスの社外取締役を兼任しております。なお、当社と、イーサップ経営研究所、株式会社パピレスとの間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役寺西章悟氏は、プティックス株式会社、株式会社辻野の社外取締役を兼任しております。当社とプティックス株式会社、株式会社辻野との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役角野里奈氏は、角野里奈公認会計士事務所の代表、株式会社エスクリの社外取締役（監査等委員）、株式会社リビングプラットフォームの社外監査役を兼任しております。なお、当社と角野里奈公認会計士事務所、株式会社エスクリ、株式会社リビングプラットフォームとの間には特別な関係はありません。



ロ、当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	小川 卓	17回/18回	—	IT業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識に基づき、当社の経営全般について客観的な視点から積極的に発言を行っております。
社外取締役	森 泰一郎	18回/18回	—	経営戦略分野における豊富な経験と深い見識に基づき、当社の経営全般について客観的な視点から積極的に発言を行っております。
社外取締役	磯崎 実生	18回/18回	3回/3回	公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験に基づき、当社の経営全般について客観的な視点から発言を行っております。
社外監査役	寺西 章悟	18回/18回	13回/13回	弁護士としての豊富な経験と法律に関する専門知識に基づき、中立の立場から、実効性の高い監査の実現のため、積極的に発言を行っております。
社外監査役	角野 里奈	14回/14回	10回/10回	公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験に基づき、中立の立場から、実効性の高い監査の実現のため、積極的に発言を行っております。

- (注) 1. 磯崎実生氏は2022年6月15日開催の第5回定時株主総会において社外取締役に選任され就任しました。同氏はそれ以前、当社の社外監査役として取締役会に出席していたため、同氏の取締役会出席回数は社外監査役として出席した4回を含んでいます。
2. 角野里奈氏は2022年6月15日開催の第5回定時株主総会において社外監査役に選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数がほかの監査役と異なっています。

#### (4) 会計監査人に関する事項

- ① 会計監査人の名称  
有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

- ③ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## (5) 業務の適正性を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正性を確保するための体制について、取締役会で決議した内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (i) 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的としてリスク・コンプライアンス管理規程を定めるとともに取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
  - (ii) 代表取締役直轄の内部監査部門は、業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。また、必要に応じて、その改善を促す。
  - (iii) 通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度を構築し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
  - (iv) 監査役は、監査役監査基準に基づき、公正不偏な立場から取締役の職務執行状況について適宜監査を実施する。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く恐れのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう取締役に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる。
  - (v) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
  - (vi) 当社取締役会は取締役会規程に基づいて運営し、原則として月1回開催する。取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令及び定款違反行為を未然に防止する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (i) 株主総会議事録、取締役会議事録その他法令に基づき作成される文書については、文書保存規程に従い適切に保存、管理を行う。
  - (ii) 取締役及び監査役はいつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものとする。
  - (iii) 個人情報取扱規程及び情報セキュリティ規程を整備し、個人情報及び重要な情報資産を適切かつ安全に保存、管理する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (i) リスク・コンプライアンス管理規程に基づきリスク・コンプライアンス管理委員会を設置し、当社のリスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図る。
  - (ii) 委員会は、事業年度の最初に開催される委員会において、リスク管理計画を策定し、リスクが現実化した場合は迅速かつ的確に対応することにより被害を最小限に食い止め、再発を防止し、企業価値の保全を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、原則として毎月1回の定例取締役会を開催するほか、迅速かつ確かな意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
  - (ii) 職務執行に関する権限及び責任については取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。
  - (iii) 取締役会は、中期経営計画及び年度予算等を策定、承認し、経営計画の進捗状況の報告及び戦略の共有化を図り、経営・事業目標の効率的な達成に努める。
- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) 当社は、当社グループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のため、関係会社管理規程を策定する。
  - (ii) 経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を開始する場合には、事前にそれらの取引等の適切性・適法性を審議・検討のうえ、取締役会で決議・報告する。
  - (iii) 当社の監査役は常に子会社の業務が適正に執行されているかについて監査を実施する。
  - (iv) 当社内部監査部門は、子会社に対し、当社の内部監査規程に基づき定期的に監査を実施する。
  - (v) 当社子会社の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し承認を得るものとする。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (i) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議のうえ、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。  
また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けない。なお、その人事異動・処遇については、取締役と監査役とが協議のうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
  - (ii) 取締役及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力するものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、これら報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- (i) 監査役は、年度監査計画を策定し、当該計画に従って取締役及び使用人から報告を受ける。
  - (ii) 内部監査部門は、その監査計画や監査結果を監査役に定期的に報告する。
  - (iii) 外部専門家を窓口とする内部通報制度を整備し、取締役会は、その内部通報の状況及び事案の内容の報告を受けるとともに、監査役と共有のうえ、業務執行の内容を検証する。
  - (iv) 取締役及び使用人は、監査役から業務の執行状況について報告を求められた場合、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査役に報告する。
  - (v) 取締役及び使用人は、当社や子会社の事業の状況、コンプライアンスやリスクマネジメントなどの内部統制システムの整備及び運用の状況、内部通報の状況及び事案の内容その他あらかじめ協議決定した事項などを監査役に定期的に報告する。
  - (vi) 監査役は、社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べることができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
  - (vii) 取締役及び使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査等の監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

- (vii) 当社は、監査役への報告や相談を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 代表取締役は、定期的に監査役と意見交換を行う。
  - (ii) 監査役は、内部監査部門及び会計監査人と緊密に連携を保ちつつ、監査役監査の実効性確保を図る。
  - (iii) 監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況  
当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる取引も排除し、警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で対応することを基本方針とする。  
上記方針の下、反社会的勢力等対応マニュアルを策定し、役職員全員に周知徹底を図る。
- ⑪ 業務の適正性を確保するための体制の運用状況  
当社の当事業年度における業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。
- (i) 取締役会は社外取締役3名を含む取締役8名で構成され、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況の報告及び監督を実施いたしました。



- (ii) 子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会で審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。
- (iii) 内部監査室は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況につき監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役社長及び監査役会に報告いたしました。
- (iv) 監査役会は、監査方針及び監査計画を策定し、月1回の監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し、また各監査役は重要な社内会議へ出席するとともに、業務及び財産の状況の監査を通じて把握した取締役の職務の執行状況、法令の遵守状況についての報告を実施いたしました。
- (v) リスク・コンプライアンス管理委員会を4回開催しました。コンプライアンスについては、コンプライアンスの状況、問題等の把握及び報告、対応策の協議を実施しました。リスクについては、想定されるリスクに対応するとともに、リスクに関する情報共有及び管理を徹底いたしました。

#### (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主のみなさまに対する利益還元を経営の重要課題であると認識しております。今後も中長期的な企業価値の向上を目指した成長投資を積極的に行いつつも、安定的・継続的な配当を実施していくことを基本方針とし、2023年3月期より配当を開始することいたしました。

なお、2023年3月期の期末配当金につきましては、直近の配当予想のとおり、1株当たり12円の配当とさせていただきます。また、次期の配当につきましては、1株当たり13円(中間6円50銭、期末6円50銭)を予定しております。

なお、当社は剰余金の配当を取締役会にて行うことができる旨を定款に定めております。

- 
- (注) 1. 本事業報告は、特段の記載がない限り、2023年3月31日における事項について記載しております。
2. 本事業報告中の記載金額は、特段の記載がない限り、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

事業報告  
附属明細書

第6期事業年度

自 2022年4月1日

至 2023年3月31日

ニフティライフスタイル株式会社



事業報告に係る附属明細書

1. 会社役員以外の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細

事業報告「2. 会社の現況（3）会社役員の場合」に記載のとおりであります。

以上